12月4日～10日は
人権週間

誰もが自分らしく、安心して暮らすために

問人権・市民協働課（内線474）



障がいの有無、性別、国籍、文化、出自、年齢などに関わらず、誰もが互いの違いを認め合い、尊重しながら、安心して暮らせる社会を築いていくことが大切です。

人権週間をきっかけに、身近な人との関わりや、普段の言葉や行動を振り返り、誰もが自分らしく生きられる社会について考えてみませんか。

12月10日は「人権デー」

昭和23年12月10日、国際連合で「世界人権宣言」が採択されました。これを記念して、12月10日は「人権デー」と定められています。

また、法務省と全国人権擁護委員連合会では、12月4日から10日までを「人権週間」とし、人権尊重の大切さを広く呼びかけています。

身近にも人権に関わる問題があります

インターネットのコメント欄やSNSで、相手の人格を否定するような言葉を書き込んだり、うわさや不確かな情報を拡散したりすること。職場で、立場の強さを利用して厳しい叱責を繰り返したり、相手の尊厳を傷つける言動をしたりすること。障がいの有無、性別、国籍、文化、出自、年齢などを理由に、相手を決めつけたり、仲間外れにしたりすること。こうした人権に関わる問題が身近に潜んでいます。

何気なく発した言葉や、軽い気持ちでとった行動が、誰かを深く傷つけてしまうことがあります。

人権を守るために

人権は、誰もが自分らしく、安心して暮らすために持っている大切な権利です。

人権を守るために、特別なことをする必要はありません。相手の立場に立って考えること、相手の話を尊重すること、インターネット上の情報を安易に拡散しないことなど、日々の暮らしの中で、一人一人ができることから始められます。

世界人権宣言
～人はみな、生まれながらに自由～

世界人権宣言は、「二度の世界大戦による惨劇を繰り返さない」という強い反省を背景に国連で採択されました。「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とうたい、誰もが尊厳を持って生きるための世界共通の基準として、今も私たちの暮らしを支えています。



人権週間の取り組み

人権擁護委員による「特設人権なんでも相談」や「街頭啓発」を行うほか、人権について身近なところから考え、お互いを尊重するきっかけとなるよう、「とんだばやし人権フェア」を開催します。

特設人権なんでも相談

本市では、毎月、人権擁護委員による人権相談を実施しています。セクハラやパワハラ、家庭内暴力、体罰やいじめ、インターネットでの誹謗中傷、差別など、「これって人権侵害かも？」と思ったら、一人で悩まず、気軽にご相談ください。秘密は守ります。相談は無料です。詳しくは、30 ページの「今月の相談」をご覧ください。



街頭啓発の様子

12/19(土)　2026 とんだばやし人権フェア

とき　12 月 19 日(土)、午前 10 時～午後 3 時 30 分
ところ　すばるホール 2 階小ホール　**費用**　無料（当日直接会場へ）

午前の演目（午前 10 時～ 11 時 30 分）

・市民活動団体による舞台発表
・小学 6 年生「私(たち)の好きなもの、大切なもの」人権ポスター表彰式





午後の演目（午後 2 時～ 3 時 30 分）

・講演会「檻の中のライオン in とんだばやし人権フェア」

展示（午前 10 時～午後 3 時 30 分）

・市民活動団体によるパネル展示
・小学 6 年生「私(たち)の好きなもの、大切なもの」人権ポスター展
・第 19 回ヒューマンメッセージ「私(たち)の大切なもの」写真展

講演会

檻の中のライオン in とんだばやし人権フェア
「ライオン」を閉じ込めるのは、だれ？

憲法は、私たちが守るルールではなく、私たちの権利を守るルールです。大きな権力を「ライオン」、それを閉じ込めておく憲法を「檻」に例えた、ベストセラー「檻の中のライオン」の著者・棲弁(はんどう)護士が、楽しく、分かりやすく解説します。私たちの身近な権利のおはなし、ちょっと覗(のぞ)いてみませんか。



棲 大樹さん

講師　棲 大樹さん（ひろしま市民法律事務所所長・弁護士）
定員　50 人
申し込み　12 月 17 日(水)までに、電話またはメールに、講演会名、氏名、電話番号、参加人数を記入し、人権・市民協働課〔(内線 474)・✉ jinken@city.tondabayashi.lg.jp〕へ（多数の場合抽選）
※右上図からも可。

人権擁護委員を知っていますか？

人権擁護委員は、人権についての相談に応じたり、人権の大切さを伝える啓発活動を行ったりする、法務大臣から委嘱された民間のボランティアです。全国の市町村に約1万4000人が配置されており、本市では10人の人権擁護委員が活動しています。

人権擁護委員はこんな活動をしています

人権なんでも相談 ※12月は特設。
セクハラやパワハラ、いじめなどの相談に応じています。詳しくは、30ページの「今月の相談」をご覧ください。

人権教室
小学生がいじめなどの問題について考え、命の大切さや思いやりの心を学ぶ授業を行っています。

全国中学生人権作文コンテスト
中学生が人権について考え、感じたことを作文にすることで、人権を尊重する心を育む取り組みです。

こどもの人権SOSミニレター
学校や家庭での悩みや困りごとを手紙に書いて、相談できる取り組みです。

フェスタ人権in錦織
毎年10月に錦織公園で開催している、子どもが楽しめる企画を交えながら、人権の大切さを伝えるイベントです。



本市の人権擁護委員

荒木純子さん、岡本聡子さん、北野茂さん、藏田和子さん、公原博之さん、阪本省三さん、佐々田あけみさん、芝本とも子さん、十石慈洋さん、船城英教さん

誰もが自分らしく安心してともに暮らせる社会をめざして　column

問教育指導室（内線364）

本市には、障がいのある子どもや、海外につながりのある子どもなど、さまざまな子どもが暮らしています。すべての子どもが自分らしく生きていくためには、互いの違いを認め合い、地域社会の中で関わりながらともに生きていく態度を身につけることが大切です。

富田林市立学校園では、支援が必要な子どもに対して、一人一人の特性や生活・学習上の困りごとについて、その子に合った学び方や関わり方を考えることを大切にしています。「どうすれば参加できるか」「どんな方法ならできるか」「本人はどうしたいと思っているだろう」ということに思いをはせ、「どうすれば一緒にできるか」「お互いの学びにつながるか」について、「ともに学び・ともに育つ」観点で考えています。これは、本市の「こどもの権利条例」に通じるもので、社会全体にも言えます。

私たちは日常から、海外につながりのある人、障がいのある人など、さまざまな人たちとともに生活しています。誰もが自分らしく安心してともに暮らしていくためには、自分とは異なる背景を持つ人のことを理解して、認め合うことが大切です。そのためには、他者の声や思いをしっかりと聴き受け止めることが大切ではないでしょうか。

